

2024年版

出入国在留管理

出入国在留管理庁 編

2024年版

出入国在留管理

出入国在留管理庁 編

はじめに

2024年版「出入国在留管理」の発刊に当たって

法務省出入国在留管理庁は、日々変化していく国際情勢の中で、我が国の健全な国際交流の推進と日本社会の秩序維持に努めているところです。そのためには、最先端の技術と人の目の双方を活用し、円滑な出入国在留審査と厳格な出入国在留管理を高度な次元で両立させていく必要があります。また、我が国の安全・安心を脅かす外国人を法令に基づいて国外に退去させることによって、国民の安全や利益を守るといった任務も担っています。加えて、難民の認定手続を整備し、真に庇護を求める者を迅速かつ確実に保護していくことも出入国在留管理庁に課せられた大きな役割です。さらに、法務省において外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととなった（平成30年7月24日閣議決定）ところ、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する任務も担っています。

1959年から発刊されていた「出入国管理」は、2019年版から「出入国在留管理」へ名称を変更し、本書で30冊目になります。

この2024年版「出入国在留管理」では、出入国在留管理庁における業務の概要を紹介するとともに、2024年6月14日、第213回国会（通常国会）において成立した入管法及び技能実習法の改正のほか、デジタルノマドの受入れ、特定技能の対象分野等の追加、送還忌避問題の解決のための措置を規定し補完的保護対象者制度を創設する改正入管法の施行、外国人との共生社会の実現に向けた取組及び難民の適正な保護の推進など、最近の出入国在留管理行政を取り巻く状況や施策を含めて、2023年度の動きを中心に記載しつつ、2024年の取組についても一部加筆して取りまとめています。本書を通じ、出入国在留管理行政が、皆様にとって親しみやすく分かりやすいものとなれば幸いです。

2024年12月

出入国在留管理庁長官

丸山 秀治

2024年版 「出入国在留管理」のポイント

2024年版「出入国在留管理」の構成

- 本書は、出入国在留管理をめぐる近年の状況（第1部）、主要な施策（第2部）及び資料編で構成。
- 第1部では、2019年から2023年までの5年間の業務統計を基に、近年の出入国在留管理業務の状況を記載。
- 第2部では、出入国在留管理行政に係る主要な施策を記載（主に2023年度の取組について記載。2024年度の取組についても一部記載）。
- 資料編では、出入国在留管理庁の業務概要等を記載。

第1部 出入国在留管理をめぐる近年の状況

●外国人入国者数

2023年における外国人入国者数（再入国者数を含む。）は前年と比べ2,163万2,765人（515.3%）増の2,583万8,10人、再入国者数を除いた新規入国者数は前年と比べ2,032万8,162人（593.8%）増の2,375万1,693人。

●在留外国人数

- ・2023年末時点の中長期在留者数と特別永住者数を合わせた在留外国人数は341万992人。
- ・また、在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は2.74%であり、前年末と比べ0.28ポイント高くなっている。

●技能実習制度及び特定技能制度の運用状況

- ・2023年末時点における「技能実習1号」の在留資格による中長期在留者数は17万1,265人で、前年末と比べ6,272人（3.8%）増加している。
- ・2023年末時点における「技能実習2号」の在留資格による中長期在留者数は16万5,529人で、前年末と比べ8万1,143人（96.2%）増加している。
- ・2023年末時点における「技能実習3号」の在留資格による中長期在留者数は6万7,762人で、前年末と比べ7,799人（10.3%）減少している。
- ・2023年末時点における「特定技能1号」の在留資格による中長期在留者数は20万8,425人で、前年末と比べ7万7,510人（59.2%）増加している。
- ・2023年末時点における「特定技能2号」の在留資格による中長期在留者数は37人で、前年末と比べ29人（362.5%）増加しており、2019年4月1日に新設されて以降最も増加している。

●不法残留者数

2024年1月1日現在の不法残留者数は7万9,113人であり、前年1月1日時点の7万491人と比べ8,622人（12.2%）増加した。

●難民認定業務等の状況

- ・2023年に我が国において難民認定申請を行った者は13,823人であり、2022年に比べ10,051人（約

266%)増加した。

- ・2023年における難民認定申請の処理は8,184人であり、2022年に比べ947人(13.1%)増加している。その内訳は、難民と認定した者289人、難民と認定しなかった者5,045人(このうち、難民とは認定しなかったものの補完的保護対象者と認定した者2人)、申請を取り下げた者等2,850人であった。

第2部 出入国在留管理行政に係る主要な施策等

●入管法等の改正

2024年6月14日、第213回国会において、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和6年法律第59号)及び出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第60号)が成立し、同月21日、公布された。

- ・出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律

2018年に成立した入管法改正法の附則において、本邦に在留する外国人に係る在留管理等における特定の個人を識別することができる番号等の利用のあり方について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるとされたことを踏まえ、以降、在留カード及び特別永住者証明書とマイナンバーカードの一体化に関する検討が進められてきた。2023年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、マイナンバーカードと在留カード等の一体化について、必要となる関連法案を速やかに国会に提出するなどとされたことを踏まえ、2024年3月15日、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案が閣議決定された。

- ・出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律

技能実習制度及び特定技能制度の施行状況を検証し、外国人材を適正に受け入れる方策を検討するため、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に設置された「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において、2022年12月から両制度の在り方についての議論が重ねられ、2023年11月30日、最終報告書が関係閣僚会議へ提出された。

政府においてその最終報告書を踏まえ、2024年2月9日、関係閣僚会議決定がなされ、同年3月15日、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定された。

同法律案は、衆議院法務委員会において附則部分の一部条文修正が行われるなどした。

●デジタルノマドの受入れ

いわゆる「デジタルノマド」と呼ばれる国際的なリモートワーカーの呼び込みに向け、2024年3月に新たな制度を創設した。具体的には、査証免除対象である国・地域かつ租税条約締結国・地域等の国籍等を有している者であることや、申請人個人の年収が1,000万円以上であることなどを要件とし、最長6月の間、本邦において、外国の企業との契約等に基づいたリモートワークができることとした。

●特定技能の対象分野の見直し

- ・分野所管省庁から人材確保が困難であるとして特定技能の対象分野への追加の要望があったこと等を踏まえ、関係省庁において追加の可否について検討を行い、新規で「自動車運送業」、「鉄道」、「林業」及び「木材産業」の4分野を追加するなど政府基本方針の一部変更を行った(令和6年3月29日閣議決定)。
- ・また、既存の「工業製品製造業分野(「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」)

ら分野名を変更)、「造船・舶用工業分野」及び「飲食品製造業分野」の3分野に新たな業務を追加等することとした(令和6年3月29日閣議決定)。

●外国人との共生社会の実現に向けた取組

- ・2024年6月21日に開催された「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(令和6年度一部変更)」(以下「ロードマップ」という。)及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和6年度改訂)」(以下「総合的対応策」という。)を決定した。
- ・ロードマップは、我が国の目指すべき共生社会の三つのビジョン、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題(四つの重点事項)及び具体的施策を示すものである。
- ・総合的対応策は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものである。
- ・総合的対応策では、ロードマップの施策について単年度に実施すべき施策を示すとともに、必ずしも中長期的に取り組むべき施策でないためにロードマップには記載されていないものの、共生社会の実現のために政府において取り組むべき施策を示すこととしている。
- ・生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげることができる人材(以下「外国人支援コーディネーター」という。)を育成するため、その育成に必要な研修の内容等について検討することを目的として、2023年に、有識者等を構成員とする「外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会」及び「外国人支援コーディネーター研修カリキュラム等策定会議」を開催し、その検討結果について、2024年3月、それぞれ報告書に取りまとめた。
2024年度においては、当該報告書等に基づき、8月から外国人支援コーディネーター養成研修を実施している。また、専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等について、引き続き検討している。
- ・外国人との共生社会の実現に向けた意識の醸成・理解を促進することを目的として、2024年から毎年1月を「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」と定め、各種啓発活動を実施していくこととした。

●送還忌避問題解決に向けた取組

2024年6月10日、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律(令和5年法律第56号)が施行された。

送還忌避・長期収容問題を解決するとともに、保護すべき者を確実に保護するという観点から、送還停止効の例外規定、罰則付きの退去等命令制度、収容をせずに退去強制手続を進めることを可能とする監理措置制度、紛争避難民等の難民と同様に保護すべき者を確実に保護するための補完的保護対象者の認定制度(2023年12月1日施行)、在留特別許可の申請手続の創設などの措置を講じ、現行法下の課題を一体的に解決して、日本人と外国人が互いに信頼し、尊重し合う共生社会を実現するための基盤を整備するものである。

●監理措置の創設

監理措置は、退去強制手続の対象となる者を全て収容の対象とすることを前提とする従来の仕組みを改め、監理人の監理の下で収容しないで退去強制手続を進めることを可能とする措置であり、個別事案ごとに、逃亡等のおそれに加え、収容により本人が受ける不利益も考慮し、収容するか監理措置に付すかを判断しており、一旦収容した場合でも不必要な収容を回避するため、3か月ごとに収容の要否の必要の見直しを行っている。

● 難民等の適正な保護の推進

- ・これまで人道的配慮により在留を認めてきた紛争避難民等について、条約上の難民と同様に保護すべきとの考えから、2023年12月1日に補完的保護対象者認定制度が創設された。一方で、我が国の難民認定制度については、その運用の一層の適正化を不断に進めていく必要がある。
- ・出入国在留管理庁においては、紛争避難民等を補完的保護対象者として保護・支援するとともに、適時・適切に、運用に関する必要な見直しや難民調査官の能力向上を目的とした研修等の取組を進めている。
- ・「補完的保護対象者」とは、難民条約上の難民以外の者であって、難民の要件のうち「迫害を受けるおそれがある理由が人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見であること」以外の要件を満たすものである。
- ・補完的保護対象者に対しては、難民と同様、572時限（1時限45分）の日本語教育や120時限（同上）の生活ガイダンスを受講できる「定住支援プログラム」を提供するなど、我が国での自立に向けた支援を行うこととしており（2023年12月1日難民対策連絡調整会議決定）、第1回の同プログラムは、2024年4月15日から開始している。
- ・2022年2月、ロシアがウクライナに侵攻したことに伴い、我が国では、政府一体となってウクライナ避難民の円滑な受入れと生活支援等を行ってきた。今後は、補完的保護対象者の認定制度を適切に運用し、ウクライナ避難民のような紛争避難民等の、真に保護すべき方々を确实、迅速かつ安定的に保護するとともに、補完的保護対象者が適切な支援を受けられるよう取り組んでいく。

● 国際社会及び国際情勢への対応

- ・韓国及び豪州の出入国在留管理当局と出入国在留管理局長級会議を開催したり、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会が開催した会合に参加したりすることで情報共有や意見交換を行った。
- ・2023年12月20日から22日まで、出入国在留管理庁が主催する第3回東京イミグレーション・フォーラムが、17か国・地域の出入国在留管理当局の代表の参加を得て開催された。会議では、普遍的な価値である人権の保護は国際社会の平和と安定の礎であるという認識の下、「厳格かつ適切な出入国在留管理」と「外国人の基本的人権の尊重」との両立が求められる出入国在留管理当局が抱える諸課題や対応について、それぞれの国・地域が情報共有や率直で活発な意見交換を行い、次回は2024年度中に東京で開催することに対する賛意が示された。

2024年版「出入国在留管理」目次

はじめに — 2024年版「出入国在留管理」の発刊に当たって

2024年版「出入国在留管理」のポイント

目次

凡例

第1部 出入国在留管理をめぐる近年の状況

第1章	外国人の出入国の状況	2
第1節	外国人の出入国者数の推移	2
1	外国人の入国	2
(1)	入国者数	2
(2)	国籍・地域別	3
(3)	性別・年齢別	4
(4)	目的（在留資格）別	4
ア	「短期滞在」	6
イ	専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人	8
(ア)	「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」	9
(イ)	「特定技能1号」	9
(ウ)	「興行」	9
(エ)	「経営・管理」	9
(オ)	「技能」	9
ウ	「技能実習1号」	9
エ	「留学」	10
オ	身分又は地位に基づいて入国する外国人	11
2	特例上陸	13
3	外国人の出国	13
第2節	上陸審判状況	14
1	上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理	14
2	被上陸拒否者	16
3	上陸特別許可	18
第3節	入国事前審査状況	18
1	査証事前協議	18
2	在留資格認定証明書	18
第2章	日本人の出帰国の状況	19
第1節	出国者	19
1	総数	19
2	性別・年齢別	19
第2節	帰国者	20

第3章 外国人の在留の状況 21

第1節 在留外国人数 21

- 1 在留外国人数 21
- 2 国籍・地域別 21
- 3 目的（在留資格）別 22
 - (1) 「永住者」・「特別永住者」 22
 - (2) 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人 24
 - ア 「高度専門職」 26
 - イ 「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」 26
 - ウ 「技能」 26
 - エ 「特定技能」 26
 - (3) 「技能実習」 26
 - (4) 「留学」 26
 - (5) 身分又は地位に基づいて在留する外国人 26

第2節 在留審査の状況 27

- 1 在留資格の変更許可 27
 - (1) 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可 27
 - (2) 「技能実習2号」及び「技能実習3号」への在留資格変更許可 29
 - (3) 「特定技能1号」及び「特定技能2号」への在留資格変更許可 31
- 2 在留期間の更新許可 32
- 3 永住許可 32
- 4 在留資格の取得許可 32
- 5 再入国許可 32
- 6 資格外活動の許可 33

第3節 在留資格取消手続の実施状況 33

- 1 制度の概要 33
- 2 手続の状況 35

第4節 在留カード・特別永住者証明書の交付件数 36

- 1 在留カード 36
- 2 特別永住者証明書 37

第4章 技能実習制度及び特定技能制度の実施状況 38

第1節 技能実習制度の実施状況 38

- 1 概要 38
- 2 監理団体の許可申請及び処理 39
 - (1) 監理団体の許可申請 39
 - (2) 監理団体の許可件数 39
- 3 技能実習計画の認定申請及び処理 39
 - (1) 技能実習計画の認定申請 39
 - (2) 技能実習計画の認定件数 39
- 4 不適正な事案等への対処 40
- 5 技能実習生の保護 41

第2節 特定技能制度の実施状況 41

- 1 概要 41

2	特定技能外国人の受入れ状況	41
3	登録支援機関の登録状況	42
4	特定技能試験等の実施状況	42

第5章 外国人の退去強制手続業務の状況 43

第1節	不法残留者の状況	43
1	国籍・地域別	43
2	在留資格別	45
第2節	退去強制手続又は出国命令手続を執った入管法違反事件	46
1	概要	46
2	退去強制事由別	47
(1)	不法入国	47
(2)	不法上陸	48
(3)	不法残留	48
(4)	資格外活動	49
3	不法就労事件	50
(1)	概況	50
(2)	国籍・地域別	50
(3)	性別	52
(4)	就労内容別	52
(5)	稼働場所（都道府県）別	52
4	違反審判の概況	53
(1)	事件の受理・処理	53
(2)	退去強制令書の発付	55
(3)	仮放免	56
(4)	在留特別許可	56
5	送還の概況	57
(1)	自費出国	59
(2)	国費送還	60
(3)	運送業者の責任と費用による送還	60
6	出国命令事件	60
(1)	違反調査	60
(2)	審査	61
ア	事件の受理・処理	61
イ	出国命令書の交付	61
(3)	出国確認	61
7	出入国在留管理関係訴訟の概況	62

第6章 難民認定等の状況 63

第1節	難民認定等の申請及び処理	63
1	難民認定申請及び補完的保護対象者認定申請	63
(1)	難民認定申請	63
(2)	補完的保護対象者認定申請	63
2	難民認定申請及び補完的保護対象者認定申請の処理	64

3	仮滞在許可制度の運用状況	64
第2節	審査請求（不服申立て）	65
1	審査請求数	65
2	処理の状況	65
第3節	一時庇護のための上陸の許可申請及び処理	66

第7章 人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策及び外国人DV被害者保護

		67
第1節	人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策	67
1	人身取引対策への取組	67
2	人身取引被害者の保護	67
3	人身取引加害者の退去強制	68
第2節	外国人DV被害者保護	69
1	概要	69
2	外国人DV被害者の認知件数	69

第2部 出入国在留管理行政に係る主要な施策等

第1章 入管法等の改正 72

第1節 技能実習制度及び特定技能制度の見直し 72

- 1 成立までの経緯 72
- 2 現行法の課題 72
- 3 本改正法の概要 73
 - (1) 概要 73
 - (2) 入管法改正 73
 - (3) 技能実習法改正 73
 - (4) 施行日 74

第2節 在留カード等とマイナンバーカードの一体化 74

- 1 成立までの経緯 74
- 2 現行法の課題 75
- 3 本改正法の概要 75
 - (1) 概要 75
 - (2) 一体化したカードの創設 75
 - (3) 手続のワンストップ化 76
 - (4) 在留カード等及び特定在留カード等の券面記載事項及び有効期間 76
 - (5) 電磁的記録の取扱い 76

第2章 円滑かつ厳格な入国審査等の実施 77

第1節 観光立国実現に向けた取組 77

- 1 共同キオスク 77
- 2 プレクリアランスの試行実施 78
- 3 バイオカート 78
- 4 自動化ゲート 79
 - (1) 自動化ゲートの利用促進 79
 - (2) トラストイド・トラベラー・プログラム 79
- 5 顔認証ゲート 80
 - (1) 日本人の出帰国手続における顔認証ゲートの導入 80
 - (2) 外国人出国手続における自動化ゲートの利用拡大 81
- 6 外国人入国記録（EDカード）の電子化 81
- 7 クルーズ船の乗客への対応 81
- 8 審査待ち時間の計測方法の見直しと審査待ち時間の公表 82

第2節 水際対策の強化 82

- 1 情報を活用した出入国審査 82
 - (1) 個人識別情報を活用した入国審査の実施 82
 - (2) API及びPNRを活用した入国審査 83
- 2 情報収集・分析の強化 83

第3章 外国人材の受入れと出入国在留管理行政 84

第1節 高度外国人材の受入れの推進 84

1	高度外国人材に対するポイント制による優遇制度の概要	84
(1)	高度専門職1号の優遇措置	84
(2)	高度専門職2号の優遇措置	84
2	特別高度人材制度（J-Skip）	85
3	未来創造人材制度（J-Find）	85
4	受入れの現状	86
第2節	国家戦略特区における外国人材の受入れ	86
1	創業人材	86
2	外国人エンジニア	87
3	海外大学卒業留学生	87
第3節	その他の措置	87
1	日系四世の更なる受入れ	87
2	オンラインによる在留外国人に係る在留手続	88
3	外国人起業家の受入れの推進	88
4	留学生の適正な受入れの推進	88
(1)	留学生の就職支援	88
(2)	教育機関の在籍管理適正化	89
(3)	日本語教育機関認定法の施行	89
5	デジタルノマドの受入れ	89
第4章	技能実習制度及び特定技能制度	90
第1節	技能実習の適正化及び技能実習生の保護に向けた取組	90
1	技能実習生の失踪を減少させるための施策	90
2	二国間取決め（MOC）	91
3	その他の取組	92
第2節	特定技能制度の運用状況	93
1	特定技能制度の運用に関する方針等	93
(1)	政府基本方針	93
(2)	分野別運用方針	95
(3)	二国間取決め（MOC）	97
(4)	二国間取決めの状況	97
2	特定技能制度の円滑な運用に向けた取組	97
(1)	対象分野の見直し	97
(2)	分野別運用方針の見直し	97
(3)	特定技能制度促進事業	97
第5章	外国人との共生社会の実現に向けた取組	99
第1節	外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ	99
1	経緯	99
2	概要	99
第2節	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策	101
1	経緯	101
2	概要	102
第3節	出入国在留管理庁が関わる主な取組	104

1	外国人受入環境整備交付金を通じた一元的相談窓口の設置・運営支援	104
2	受入環境調整担当官を通じた地方公共団体等との連携・協力	104
3	外国人在留支援センター（FRES C／フレスク）における取組	105
4	外国人在留総合インフォメーションセンターにおける取組	106
5	外国人支援コーディネーターの育成・認証等	106
6	外国人生活支援ポータルサイトによる情報提供	107
7	生活・就労ガイドブック等を通じた在留外国人への情報提供	108
8	在留支援のためのやさしい日本語の普及	109
9	ライフ・イン・ハーモニー推進月間	110
10	生活オリエンテーション動画	110
	トピックス	
	・令和6年度外国人支援コーディネーター養成研修の実施	111
	・やさしい日本語研修教材例について	112
	・日本人と外国人との共生社会の実現に向けた政府の取り組みガイドブック 「HarmoniUP!」の発行について	113
	コラム	
	・「在留支援業務を担当する職員の声」	114
	・「外国人共生に関するイベント」	115
	第6章 不法滞在・偽装滞在者への対策等	116
	第1節 不法滞在者対策の実施	116
1	不法滞在者数の縮減に向けた取組	116
2	摘発の推進	116
3	出頭申告しやすい環境の整備	116
	第2節 偽装滞在者対策の実施	117
1	偽装滞在者等について	117
2	偽装滞在者等への取締りの実施	117
(1)	情報の収集・分析の強化	117
(2)	摘発の強化・法の積極的な適用による対応	117
3	不法滞在や偽装滞在に関与するブローカー等への対応	118
4	在留カード等の偽変造対策	118
	第3節 処遇の適正化に向けた取組	118
1	被收容者の処遇に係る一層の適正化に向けた取組	118
2	入国者收容所等視察委員会の活動等	119
3	被收容者の医療	119
	第4節 被退去強制者の送還促進	120
1	送還忌避者の安全・確実な送還の実施	120
2	送還忌避問題解決に向けた取組	120
3	チャーター機を利用した集団送還の実施	121
4	IOM自主的帰国・社会復帰支援プログラムの利用促進	121
	第5節 收容に代わる監理措置の創設	122
1	監理措置の創設	122
2	仮放免の要件の明確化	122
	トピックス	
	・入国警備官の使命及び適正な職務遂行	123

第7章 難民等の適正な保護の推進 124

第1節 難民等を適正に保護するための取組 124

第2節 補完的保護対象者認定制度 124

1 概要 124

2 補完的保護対象者への支援 124

3 ウクライナ避難民の受入れ・支援等 124

第3節 難民等認定制度の運用の一層の適正化 125

1 「難民該当性判断の手引」の策定 125

2 難民調査官の能力向上 125

3 出身国情報の充実 125

第4節 第三国定住による難民の受入れ 126

1 第三国定住とは 126

2 2020年度以降の受入れ 126

第5節 民間支援団体との連携の推進 127

第6節 本国情勢を踏まえたミャンマー人、アフガニスタン人、シリア人及び
スーダン人の庇護状況 128

1 ミャンマー人の庇護状況 128

2 アフガニスタン人の庇護状況 128

3 シリア人の庇護状況 129

4 スーダン人の庇護状況 129

第8章 国際社会及び国際情勢への対応 130

第1節 条約締結等への対応 130

1 二国間・多国間枠組みへの対応 130

2 人権関係諸条約規定に基づく報告及び審査等への対応 130

第2節 国際会議・国際交流 130

1 第3回東京イミグレーション・フォーラムの開催 130

2 国際会議への対応 131

3 国際交流 132

第9章 広報活動 133

第1節 広報活動の推進 133

第2節 情報発信 135

1 出入国在留管理庁ホームページ 135

2 出入国在留管理庁SNS等 135

(1) 出入国在留管理庁X（旧ツイッター）・フェイスブック・インスタグラム 135

(2) 出入国在留管理庁メール配信サービス 135

トピックス

・ 出入国在留管理行政への理解促進に向けた広報活動の実施について 136

・ 令和6年能登半島地震における出入国在留管理庁の取組について 139

第10章	組織・体制	140
第1節	組織・機構	140
1	出入国在留管理官署の概要	140
2	出入国在留管理官署の組織の見直し	145
第2節	職員	147
1	出入国在留管理庁職員	147
2	増員	147
3	研修	150
第11章	予算等	151
第1節	予算	151
第2節	施設	152

資料編	我が国の出入国在留管理制度の概要	154
第1節	目的と根拠法令	154
第2節	全ての人の出入（帰）国審査手続	154
1	外国人の出入国手続	154
2	外国人の入国（上陸）審査手続	155
(1)	入国（上陸）審査	155
(2)	口頭審理	155
(3)	異議の申出	156
3	入国・事前審査	158
(1)	査証事前協議	158
(2)	在留資格認定証明書	158
4	特例上陸許可	160
(1)	寄港地上陸の許可	160
(2)	船舶観光上陸の許可	160
(3)	通過上陸の許可	160
(4)	乗員上陸の許可	160
(5)	緊急上陸の許可	160
(6)	遭難による上陸の許可	160
5	日本人の出帰国手続	161
第3節	外国人の在留審査	161
1	在留資格制度	161
2	在留審査	165
(1)	在留資格の変更許可	165
(2)	在留期間の更新許可	165
(3)	永住許可	166
(4)	在留資格の取得許可	166
(5)	再入国許可	166
(6)	資格外活動の許可	167
第4節	中長期在留者の在留管理制度等	167
1	中長期在留者の在留管理制度	167
(1)	在留カード	167
(2)	在留カードに係る届出・申請	168
ア	住居地の届出	168
(ア)	新規上陸後の住居地の届出	168
(イ)	在留資格変更等に伴う住居地の届出	168
(ウ)	住居地の変更届出	168
イ	住居地以外の記載事項の変更届出	168
ウ	在留カードの有効期間の更新申請	168
エ	紛失等による在留カードの再交付申請	169
オ	汚損等による在留カードの再交付申請	169
(3)	出入国在留管理庁正字検索システム	169
(4)	所属機関・配偶者に関する届出	169
ア	中長期在留者からの所属機関等に関する届出	169

(ア) 活動機関(在留資格に応じた活動を行う本邦の公私の機関)に関する届出	169
(イ) 契約機関(契約の相手方である本邦の公私の機関)に関する届出	170
(ウ) 配偶者に関する届出	170
イ 所属機関による中長期在留者に関する届出	170
ウ 特定技能所属機関(「特定技能1号」又は「特定技能2号」の在留資格をもって 在留する外国人を受け入れている本邦の公私の機関)による届出	171
(ア) 随時届出	171
(イ) 定期届出	172
エ 登録支援機関(契約により委託を受けて1号特定技能外国人支援計画の 全部の実施の業務を行う者として登録を受けた者)による届出	172
(ア) 随時届出	172
(イ) 定期届出	172
(5) 出入国在留管理庁電子届出システム	172
(6) 事実の調査	173
2 特別永住者に係る制度	173
(1) 特別永住者証明書	173
(2) 特別永住者証明書に係る届出・申請	174
ア 住居地の届出	174
イ 住居地以外の記載事項の変更届出	174
ウ 特別永住者証明書の有効期間の更新申請	174
エ 紛失等による特別永住者証明書の再交付申請	174
オ 汚損等による特別永住者証明書の再交付申請	174
3 出入国在留管理庁と市区町村の情報連携	175
第5節 外国人の退去強制手続	176
1 入国警備官の違反調査	178
2 入国審査官の違反審査・特別審理官の口頭審理	178
3 法務大臣の裁決	178
4 退去強制	178
(1) 退去強制令書の発付	178
(2) 在留特別許可	178
5 出国命令制度	179
6 上陸拒否期間の短縮決定	179
第6節 難民及び補完的保護対象者の認定	180
1 難民条約等への加入及び補完的保護対象者認定制度の創設	180
2 難民等認定手続	180
(1) 補完的保護対象者の定義	180
(2) 難民の定義	180
(3) 仮滞在許可	180
(4) 申請案件の振分け	181
(5) 事実の調査	182
(6) 法務大臣による難民及び補完的保護対象者の認定と認定の効果	182
3 審査請求	183
(1) 審査請求	183
(2) 難民審査参与員制度	183
4 一時庇護のための上陸の許可	183
統 計	185

(1) 主な在留資格ごとの国籍・地域別新規入国者数・中長期在留者数の推移	185
(2) 主な国籍・地域ごとの在留資格別新規入国者数・在留の資格別在留外国人数の推移	194
巻末付録 2009年4月1日以降の主な出来事	202
索引	215

関係図表目次

図表 1	外国人入国者数の推移	2
図表 2	主な国籍・地域別入国者数の推移	3
図表 3	性別・年齢別外国人入国者数（2023年）	4
図表 4	在留資格別新規入国者数の推移	5
図表 5	「短期滞在」の在留資格による入国目的別新規入国者数の推移	7
図表 6	専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移	8
図表 7	「技能実習 1 号」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移	10
図表 8	「留学」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移	11
図表 9	身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移	12
図表10	特例上陸許可件数の推移	13
図表11	滞在期間別外国人単純出国者数の推移	13
図表12	上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移	15
図表13	口頭審理の処理状況の推移	15
図表14	主な国籍・地域別被上陸拒否者数の推移	17
図表15	上陸審判の異議申出と裁決結果の推移	18
図表16	入国事前審査処理件数の推移	18
図表17	日本人出国者数の推移	19
図表18	性別・年齢別日本人出国者数（2023年）	20
図表19	滞在期間別日本人帰国者数の推移	20
図表20	在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移	21
図表21	主な国籍・地域別在留外国人数の推移	22
図表22	在留資格別在留外国人数の推移	23
図表23	専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による中長期在留者数の推移	25
図表24	在留審査業務許可件数の推移	27
図表25	在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移	28
図表26	国籍・地域別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移	28
図表27	国籍・地域別「技能実習 2 号」への在留資格変更許可人員の推移	29
図表28	国籍・地域別「技能実習 3 号」への在留資格変更許可人員の推移	30
図表29	職種別「第 2 号技能実習」に係る技能実習計画認定件数	30
図表30	職種別「第 3 号技能実習」に係る技能実習計画認定件数	31
図表31	国籍・地域別「特定技能 1 号」への在留資格変更許可人員の推移	31
図表32	国籍・地域別「特定技能 2 号」への在留資格変更許可人員の推移	32
図表33	国籍・地域別永住許可件数の推移	32
図表34	在留資格取消手続の流れ	34
図表35	在留資格別の在留資格取消件数の推移	35
図表36	国籍・地域別の在留資格取消しを行った在留資格（2023年）	35
図表37	取消事由別の在留資格取消しを行った在留資格（2023年）	36
図表38	在留カード交付件数（2023年）	36
図表39	特別永住者証明書交付件数（2023年）	37
図表40	監理団体の許可申請及び許可件数の推移	39
図表41	技能実習計画の認定申請及び認定件数の推移	39
図表42	実地検査の件数の推移	40

図表43	行政処分等の件数の推移	40
図表44	国籍・地域別技能実習生の失踪者数の推移	40
図表45	国籍・地域別不法残留者数の推移	44
図表46	主な国籍・地域別不法残留者数の推移	44
図表47	在留資格別不法残留者数の推移	45
図表48	退去強制事由別入管法違反事件の推移	46
図表49	国籍・地域別入管法違反事件の推移	46
図表50	国籍・地域別不法入国事件の推移	47
図表51	国籍・地域別航空機による不法入国事件の推移	47
図表52	国籍・地域別船舶による不法入国事件の推移	48
図表53	国籍・地域別不法上陸事件の推移	48
図表54	国籍・地域別不法残留事件の推移	49
図表55	国籍・地域別資格外活動事件の推移	49
図表56	国籍・地域別不法就労事件の推移	51
図表57	就労内容別不法就労事件の推移	52
図表58	稼働場所別不法就労事件の推移	53
図表59	違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移	54
図表60	口頭審理請求件数及びその比率の推移	55
図表61	退去強制事由別退去強制令書の発付状況	55
図表62	主な国籍・地域別退去強制令書の発付状況	56
図表63	仮放免許可件数の推移	56
図表64	退去強制事由別在留特別許可件数の推移	57
図表65	国籍・地域別在留特別許可件数の推移	57
図表66	国籍・地域別被送還者数の推移	58
図表67	送還方法別被送還者数の推移	59
図表68	国籍・地域別自費出国による被送還者数の推移	59
図表69	国籍・地域別出国命令による引継者数の推移	60
図表70	国籍・地域別出国命令書の交付状況	61
図表71	出入国在留管理関係訴訟（本案事件）受理・終了件数の推移（2023年末時点）	62
図表72	難民認定申請数の推移	63
図表73	我が国における難民保護の状況	64
図表74	難民の認定をしない処分に対する不服申立て数及び処理状況の推移	65
図表75	一時庇護上陸許可申請数の推移	66
図表76	一時庇護上陸許可申請の処理状況（2023年）	66
図表77	人身取引被害者数（2023年）	68
図表78	人身取引被害者数の推移	68
図表79	D V被害者把握状況（2023年）	70
図表80	官署別D V事案の認知被害者数の推移	70
図表81	高度人材ポイント制の認定件数（累計）の推移（2024年6月末）	86
図表82	特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要	94
図表83	分野別運用方針について（特定技能1号）	96
図表84	外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和6年度一部変更）の概要	100
図表85	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和6年度改訂）の概要	103
図表86	外国人支援コーディネーターについて	106
図表87	外国人支援コーディネーター養成研修の流れ及び令和6年度以降に取り組む事項	107
図表88	I O M自主的帰国・社会復帰支援プログラムによる帰国者の推移	121

図表89	第三国定住による難民の受入れ実施状況・実績	127
図表90	出入国在留管理庁組織表	141
図表91	出入国在留管理庁所管事項	142
図表92	地方出入国在留管理局の出張所の整理統廃合状況（実績）	146
図表93	出入国在留管理官署職員定員の推移	148
図表94	予算額の推移	151
図表95	上陸審査の流れ	157
図表96	査証事前協議・在留資格認定証明書交付申請の手続の流れ	159
図表97	在留資格一覧表（2024年4月1日現在）	162
図表98	中長期在留者の在留管理制度における手続の流れ	171
図表99	出入国在留管理庁と市区町村との情報連携	175
図表100	退去強制手続の流れ	177
図表101	難民等の認定手続の概要	181
図表102	申請案件の振分け	181
図表103	在留資格「特定活動（難民認定等申請者用）」	182
図表104	一時庇護上陸許可手続の流れ	184

凡例

難民条約	難民の地位に関する条約
難民議定書	難民の地位に関する議定書
日米地位協定	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
入管法	出入国管理及び難民認定法
入管法施行令	出入国管理及び難民認定法施行令
入管法施行規則	出入国管理及び難民認定法施行規則
上陸基準省令	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令
入管特例法	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法
入管特例法施行令	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令
入管特例法施行規則	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則
技能実習法	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
技能実習法施行規則	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則
A P I	Advance Passenger Information（事前旅客情報）
A P I S	Advance Passenger Inspection System（事前審査システム） ※2021年6月に「事前旅客情報システム」から名称変更
E P A	Economic Partnership Agreement（経済連携協定）
I O M	International Organization for Migration（国際移住機関）
P N R	Passenger Name Record（乗客予約記録）
R H Q	Refugee Assistance HeadQuarters（公益財団法人アジア福祉教育財団 難民事業本部）
U N H C R	Office of the United Nations High Commissioner for Refugees（国際連 合難民高等弁務官事務所）又は United Nations High Commissioner for Refugees（国際連合難民高等弁務官）